

## 条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度 平成 20 年度

条 例 名	職務に専念する義務の特例に関する条例		
条 例 番 号	昭和 26 年神奈川県条例第 3 号	法 規 集	第 2 編第 9 章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方公務員法第 35 条に基づき、職務に専念する義務の特例に関する条例に関し、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方公務員法第 35 条に基づき、職務に専念する義務の特例に関する規定であり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	地方公務員法の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関する規定を定めたものとして、現行の内容で有効に機能している。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	地方公務員法の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関する規定を定めたものであり、職員の資質向上、福利厚生に資する場合など限定的に定めたものである。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方公務員法の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方公務員法の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	理 由  現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	特 記 事 項
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>